

## 新潟大学東京イノベーションクラブ規約（第9版）

（名称）

### 第1条

本会は、新潟大学東京イノベーションクラブ（以下「NUTIC」）と称する。

（目的）

### 第2条

NUTICは、新潟大学の首都圏における産学連携活動の支援を目的とする。また、会員が新潟大学の教職員や会員同士の対話を通じて、新しい知識を得、技術革新に止まらないイノベーションの考え方を理解、解釈することに寄与する。

（活動）

### 第3条

NUTICは、次の活動を行う。

新潟大学が東京事務所において開催するシーズプレゼンテーションについて、行政機関等への案内、宣伝を行う。

2. 新潟大学との共同によるセミナー、講演会、懇親会等の開催
3. NUTICメールマガジンの会員への配信
4. その他、NUTICの目的に沿った活動

（活動年度）

### 第4条

NUTICの活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（会員）

### 第5条

NUTICの会員は、正会員および名誉会員とする。

2. 正会員は、NUTICの目的に賛同する法人または個人であって、所定の会費を納めた者とする。
3. 名誉会員はNUTIC活動に関して特別の功績があり、理事会の決議を経て総会に推薦された者とする。
4. 会員への連絡手段は、原則として電子メールを用い、会員は電子メールアドレスをNUTICに登録する。

(役員)

#### 第6条

NUTICは、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

常任理事 若干名

理事 15名以内とし、この内、4名以内は新潟大学から選出された教職員とする。

監事 2名以内

(役員を選出)

#### 第7条

理事および監事は、総会において、正会員のうちから選任する。ただし、新潟大学から選出された理事は会長が委嘱し、総会に報告する。

2. 会長および副会長は、理事会において理事の互選により選任し、総会に報告する。
3. 常任理事は会長および副会長が理事より選出し、総会に報告する。
4. 監事は理事と兼任することができない。
5. 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、欠員または増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者または現任者の残りの期間とする。

(役員職務)

#### 第8条

会長は、NUTICを代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合がある時はその職務を代行する
3. 常任理事は新潟大学への支援活動等に係るNUTICの窓口業務を担当する。
4. 理事はNUTICの活動について審議し、または意見を具申する。
5. 監事は、NUTICの年度会計報告を監査する。

(名誉会長、名誉顧問および顧問)

#### 第9条

NUTICに名誉会長、名誉顧問および顧問を置く。

2. 名誉会長は、新潟大学の学長が就任する。
3. 名誉顧問は理事会から推薦された者を会長が委嘱する。
4. 顧問は、新潟大学の学内理事3名以内(学長が指名する者)および理事会が推薦する者を会長が委嘱する。
5. 名誉会長、名誉顧問および顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。
6. 顧問の任期は、役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 NUTIC の会議は、総会、理事会および正副会長・常任理事会議とする。

(総会)

第11条

総会は、定時総会および臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。

2. 定時総会は毎年5月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
3. 総会は、正会員および名誉会員をもって構成し、委任状を含め、正会員の2分の1以上、または理事の2分の1以上の出席により成立する。
4. 総会の議事は、法人および個人の別なく、出席構成員の過半数の同意で決定する。

(理事会)

第12条

理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2. 理事会は、正副会長・常任理事会議で検討された総会に上程する議案等を審議する。
3. 上記2は、書面または電子メールにより審議を完了することができる。

(正副会長・常任理事会議)

第13条

正副会長・常任理事会議は、必要に応じて会長が招集する。また、総会に上程する議案(年間活動計画および会計報告など)を起案する。

(会費等)

第14条

NUTICの会費は、入会金と年会費とする。

2. 法人会員は、入会金1万円および年会費1万円とする。
3. 個人会員は、入会金1千円および年会費1千円とする。
4. 名誉会員は会費を納めることを必要としない。
5. 懇親会、交流会等に必要な負担金は参加者負担とし、その都度徴収する。

(会計)

第15条

会計は常任理事が担当し、正副会長が適宜補佐する。

2. 懇親会費用、旅費、市内交通費等の経費使用は証憑を添付し適正に処理する。また、経費使用について確認の必要がある場合は会長が適否を判断する。
3. 立替払い等の仮勘定が発生した場合は遅滞なく精算する。

4. 会費を現金で受取った場合は遅滞なく銀行口座に入金する。
5. 小口現金は原則保有せず銀行口座に入金する。

(入退会)

#### 第16条

NUTIC には随時入会および退会することができる。ただし、退会する場合、すでに納めた会費は返還しない。

2. 入会を希望する場合は、所定の様式により、NUTIC 事務局に申し込むこととする。

(事務局)

第17条 NUTIC の事務局は、新潟大学東京事務所内に置く。

(規約の改定)

第18条 本規約の改定は総会において議決する。

付則

この会則は、平成17年7月30日から施行する。

第2版 平成17年12月11日

第3版 平成21年5月16日

第4版 平成21年3日

第5版 平成22年5月22日

第6版 平成24年5月26日

第7版 平成26年5月24日

第8版 平成28年7月1日

第9版 2019年5月25日